

事 実 記 載 例 一 覧 表

【注意事項】

- 1 この一覧表は、平成27年2月1日現在の法令に基づき作成しています。当直においても目にすることが比較的多いと思われる事案のみを抜粋していますが、特に特別法犯の場合は、法改正等に十分注意してください。
- 2 罰条欄記載の罰条については、名古屋簡裁において通常令状に記載している条文を記載しています(刑法犯を除く。)。
- 3 事実(記載例)欄記載の記載例は、逮捕状請求書に記載する被疑事実の要旨又はその他の各種令状(捜索差押許可状等)の場合で、かつ、単独犯の場合に記載する犯罪事実の要旨等を想定しています。
- 4 その他の各種令状(捜索差押許可状等)を請求する場合で、かつ、共犯事件の場合(通常の場合は、請求書の「被疑者の氏名」欄において、「〇〇〇〇 ほか〇名」と記載されています。), 同一事実に基づき、併せて被疑者ごとに逮捕状を請求する場合が多くありますが、この場合は、逮捕状にかかる被疑事実の要旨と、その他の各種令状にかかる犯罪事実の要旨等の記載については、特に事実の冒頭部分(書き出し)において微妙に異なることとなるので、記載の区別がしっかりとなされているか、注意して確認してください。
- 5 共犯事件の場合における事実の冒頭部分の典型的な記載例は、以下のとおりとなります。
 - ◆逮捕状(被疑事実の要旨) : 被疑者は、〇〇〇〇、〇〇〇〇と共に謀のうえ、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ…
 - ◆その他の各種令状(犯罪事実の要旨等) : 被疑者〇〇〇〇、同〇〇〇〇、同〇〇〇〇は、共謀のうえ、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ…
- 6 併合罪の関係にある罪の場合、被疑事実の要旨等においては、「第1」、「第2」などと項を立てて区別して記載することになります。
- 7 この一覧表は、典型的な記載の一例を示しているにすぎず、必ずこのように記載しなければならないものではありません。

【刑法関係】

罪 名	罰条(刑法)	態 様	事 実 (記 載 例)	備 考
き 器物損壊	261条	飲食店で (酔って)暴れる	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市名東区一社〇丁目〇番〇号飲食店「沼」店内において、同店店長一条聖也(当時28歳)の接客態度が悪いとして憤慨し、ビール瓶を同店カウンター上に置かれていたウイスキーボトル等に向けて投げつけ、もって、同人所有のウイスキーボトル3本等8点(時価合計約2万1000円相当)を損壊したものである。	・器物損害の被害者は、管理者ではなく所有者であるから、所有者を正確に記載する。
恐喝	249条	たかり	被疑者は、暴走族「死兆星」の構成員であるが、通行人から金員を喝取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、通りかかった流川楓(当時16歳)に対し、「なんだその目つきは。その格好からすると湘北のバスケ部だな。湘北のバスケ部にはむかつく奴らがいっぱいいるし、お前をぶん殴って半殺しにして、お前のいるバスケ部にも漬してやる。安西先生とバスケをしたければ、今すぐ持っている金を全部出せ。」などと申し向けて金員の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ同人の生命、身体等にいかなる危害を加えるかもしれない気勢を示して同人を畏怖させ、よって、即時同所において、同人から現金2万7000円の交付を受けてこれを喝取したものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照 ・いわゆる「2項恐喝」の場合は、特に文末の標記につき、詐欺(2項詐欺)参照
強制わいせつ (13歳以上)	176条	路上で女性 (13歳以上) を襲う	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、帰宅中の峰不二子(当時24歳)を認め、強いて同女にわいせつな行為をしようと企て、同女に対し、やにわにその背後から、右腕で同女の首を絞め、同女の頭髪をつかんで引き倒し、「声を出すな、殺すぞ。」などと申し向けるなどの暴行、脅迫を加えたうえ、右手を同女のスカートに差し入れて陰部を弄ぶなどし、もって、強いてわいせつな行為をしたものである。	・犯行態様として、「暴行又は脅迫」を用いることを要する。
き 強制わいせつ (13歳未満)	176条	路上で女児 (13歳未満) にいたずら	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、帰宅中の南斗真美亞(当時10歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)に対し、同女が13歳未満であることを知りながら、「お腹に蟻さんが入ってるよ。」などと申し向けて同女のパンティを脱がせ、左手指でその陰部を弄ぶなどし、もって、13歳未満の女子に対しわいせつな行為をしたものである。	・13歳未満の場合は、被害者の生年月日の記載が通常例となっている。 ・13歳未満であることの認識が必要。 ・13歳以上の場合は異なり、犯行態様として、「暴行又は脅迫」は不要。

	脅迫	222条	通行人を脅迫	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市緑区大高町〇丁目〇番〇号付近路上において、通りかかった利根川幸夫(当時〇〇歳)に対し、「何で俺にガンをつけた。生意気だ。耳の鼓膜を破られたいか。嫌なら鉄板の上で土下座して詫びろ。」などと申し向け、もって、同人の生命、身体等に危害を加えかねない気勢を示して脅迫したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・害悪の告知方法については制限がない。(例えば、脅迫文を郵送して脅迫した場合は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、利根川幸夫方に郵送到達させてその内容を了知させ」などとなる。) ・団体もしくは多衆の威力を示し、団体もしくは多衆を仮装して威力を示し又は凶器を示しもしくは数人共同して脅迫した場合は、脅迫罪ではなく、暴力行為等処罰に関する法律違反となる可能性がある(同法1条参照)。
け	建造物侵入	同上	窃盗目的で建造物に侵入	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、金品窃取の目的で(正当な理由がないのに)、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号所在の南斗工業株式会社南側ブロック塀を乗り越えて、同社代表取締役南斗麗が看守する同社木材置場に侵入したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「建造物」の例としては、官公署の庁舎、銀行、学校、工場、事務所、倉庫、スーパー・マーケット等 ・なお、「邸宅」の例としては、空家、閉鎖中の別荘等
こ	強姦	177条	路上で通行人の女性を襲う	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、通行中の峰不二子(当時24歳)を認めるや、同女を強いて姦淫しようと企て、同女に対し、背後から所携のナイフを突きつけ、左手で同女の口を塞ぎ、「おとなしくしろ。殺すぞ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を抑圧したうえ、そのころ、同所において、同女を強いて姦淫したものである。</p>	
	公然わいせつ	174条	電車内で陰茎を露出	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号所在の東海旅客鉄道株式会社名古屋駅から同市中川区尾頭橋〇丁目〇番〇号所在の東海旅客鉄道株式会社尾頭橋駅までの間を走行中の電車内において、乗客である南斗由里亜(当時18歳)ら不特定又は多数人が容易に認識し得る状態で、殊更に自己の陰茎を露出して示し、もって、公然とわいせつな行為をしたものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公然」とは、不特定又は多数の人が認識することができる状態をいう。(現実に不特定又は多数の人に認識されたことは必要ではなく、その可能性のある状態であればよい。)
	強盗	236条	路上強盗	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、通行中の赤木晴子(当時73歳)が右肘に掛けた所持していたナイロン製ハンドバッグをその在中品とともに強取しようと企て、いきなり同人の背後から左手でその背中を強く突き飛ばすとともに、右手でそのハンドバッグを引っ張り、同人を路上に転倒させ、さらにその顔面を十数回足蹴りするなどの暴行を加え、その反抗を抑圧したうえ、同人から同人所有にかかる現金約5万4000円及びキャッシュカード等8点在中のナイロン製ハンドバッグ1個(時価合計約13万円相当)を強取したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「2項強盗」の場合は、特に文末の標記につき、詐欺(2項詐欺)参照 ・未遂の場合には、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	強盗傷人	240条前段	事後強盗(238条)により致傷	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号株式会社夢想転生事務所内において、窃盗の目的で机の引出しを開くなどして金品を物色中、同社の警備員である北斗龍拳(当時66歳)に発見されるや、その逮捕を免れるため、同人に對し、所携の木棒(長さ約1.5センチメートル、直徑約5センチメートル)でその頭部を數回殴打する暴行を加え、その際、前記暴行により、同人に加療約2週間を要する頭部打撲傷等の傷害を負わせたものである。</p>	
	公務執行妨害	95条1項	職務質問を妨害	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、警ら中の愛知県〇〇警察署勤務の司法巡查赤木しげるから拳銃不審者として職務質問を受けた際、その質問に応ぜず、突如逃走したことから、同巡查から職務質問続行のためそのあとを追われ、同日午後〇時〇〇分ころ、同所から約30メートル離れた同区名駅〇丁目〇番〇号先路上で追いつかれ、右肩に手をかけられて停止を求められるや、同所において、いきなり手拳で同巡查の顔面を数回殴打するなどの暴行を加え、もって、同巡查の職務の執行を妨害したものである。</p>	

さ	詐欺(1項詐欺)	246条(1項)	オレオレ詐欺 (受け子)	<p>被疑者は、遠藤勇次と共に謀のうえ、兵藤和尊(当時77歳)の息子になりすまして紛失した小切手の穴埋め資金借用名下に金員を詐取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、前記遠藤が名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号前記兵藤和尊方に電話をかけ、同人に對し、同人の長男兵藤和也になりすまして、「お父さん、息子の和也だけど、大変なことをしゃった。電車の中でバッグを落としてしまった。バッグの中には、会社の額面1200万円の小切手が入っていた。」、「会社からは、すぐに自費で全額を弁償するようになきなければお前はクビだと言われているが、自分の預金だけでは到底補いきれない。」、「自分は今から急用で札幌の取引先に行かなければならなくなつたので、今からすぐに自分の部下を実家に出向かせるから、その人にお金を渡してほしい。」などと嘘を言い、前記兵藤和尊をして、前記兵藤和也が額面1200万円の小切手を紛失し、被疑者が紛失した小切手の穴埋め資金である現金1200万円を手交する相手であると誤信させ、よって、同日、前記兵藤和尊方において、訪れた被疑者に対し、現金1200万円を交付させ、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。</p>	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	詐欺(2項詐欺)	246条(2項)	無賃乗車	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号付近路上において、帝愛交通株式会社所属のタクシー運転手船井譲次(当時32歳)に対し、所持金がなく、目的地到着後料金を支払う意思も能力もないのに、これあるように裝って、「新大阪駅まで行ってくれ。」などと申し向けて同人の運転するタクシーに乗り込み、同人をして、同所から大阪市淀川区西中島5丁目16番1号先路上まで上記タクシーを運転走行させ、もって、その乗車料金3万7800円相当の財産上不法の利益を得たものである。</p>	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	殺人	199条	刺殺	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市千種区今池〇丁目〇番〇号被疑者方において、同居していた北斗邪義(当時33歳)に対し、殺意をもって、頭部を両手で締めつけて窒息状態に陥れたうえ、左胸部を所携の出刃包丁(刃体の長さ約22.8センチメートル)で7回突き刺し、よって、同日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号〇〇病院において、同人を左前胸部刺創により失血死させて殺害したものである。</p>	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	住居侵入	130条	窃盗目的で住居に侵入	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、金品窃取の目的で、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号北斗拳四郎方南側勝手口の施錠をはずして、同家屋内に侵入したものである。</p>	
	住居侵入・窃盗	130条 235条	侵入盗	<p>被疑者は、金品を窃取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣巣方出入口の施錠を外して侵入し、同所において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「所有」又は「管理」の區別に注意する。 ・被害品目の記載は、これ以外にも、「現金531万7000円及び指輪3点ほか58点」などと記載されることも多い。なお、被害品目については、被害届の作成後に被害者供述調書等により訂正がされていることが多いので、注意を要する。 ・時価を記載する場合は、「時価合計約〇〇〇円相当」(「約」及び「相当」の双方を記載)とするのが相当である。 ・万引き事案で被害品が実際に販売されている商品等の場合は、「時価」ではなく、「販売価格合計〇〇〇円」(「約」及び「相当」は不要)などの記載となる。 ・牽連犯(科刑上一罪)
し	傷害	204条	殴る蹴るの暴行により受傷	<p>被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加え、よって、同人に対し、加療約6週間を要する腰部打撲等の傷害を負わせたものである。</p>	

	傷害致死	205条	殴る蹴るの暴行により死亡	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加え、よって、同日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号〇〇病院において、同人を硬脳膜下血腫による外傷性脳機能障害によって死亡するに至らしめたものである。	
せ	窃盗	235条	空き巣	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣巣方において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・「所有」又は「管理」の区別に注意する。 ・被害品目の記載は、これ以外にも、「現金531万7000円及び指輪3点ほか58点」などと記載されることも多い。なお、被害品目については、被害届の作成後に被害者供述調書等により訂正がされていることが多いので、注意を要する。 ・時価を記載する場合は、「時価合計約〇〇〇円相当」(「約」及び「相当」の双方を記載)とするのが相当である。 ・万引き事案で被害品が実際に販売されている商品等の場合は、「時価」ではなく、「販売価格合計〇〇〇円」(「約」及び「相当」は不要)などの記載となる。 ・「住居侵入・窃盗」の場合は、当該記載例参照
	窃盗未遂	243条 235条	空き巣(未遂)	被疑者は、金品を窃取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣巣方において、たんすの引き出しを引き出すなどして同人所有の金品を物色したが、家人に発見されたため、その目的を遂げなかったものである。	
	占有離脱物横領	254条	自転車盗(占有離脱物)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市千種区覚王山〇丁目〇番〇号先路上において、田岡茂一盜難被害にかかる自転車1台(時価約2万円相当)を発見し、これを自己の用に供する目的でほいままに乗り去って横領したものである。	・窃盗罪等との区別に注意
と	盗品等有償譲受け	256条2項	盗品を有償で譲り受け	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市東区白壁町〇丁目〇番〇号被疑者方において、魚住純から、同人が窃取してきたものであることを知りながら、普通乗用自動車1台(時価約200万円相当)を代金30万円で買い受け、もって、盗品を有償で譲り受けたものである。	
ほ	暴行	208条	殴る蹴るの暴行	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行をえたものである。	
わ	わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	175条1項	わいせつな画像データを公然と陳列	被疑者は、自己の使用するパーソナルコンピュータのハードディスク内等に記憶・収置させた女性器を露骨に撮影したわいせつな画像データ3点をファイル共有ソフト「Cabos」等の共有機能に組み込んでいたものであるが、いずれかの日時及び場所において、インターネットに接続した状態で同機能を作動させ、同「Cabos」等を利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、上記画像データを閲覧可能な状態に設定し、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号愛知県警察本部生活安全部少年課から上記画像データにアクセスした赤木剛憲に上記わいせつな画像データ3点を受信させて再生閲覧させ、もって、わいせつな電磁的記録に係る記録媒体を公然と陳列したものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、175条1項に規定されている「陳列」以外の犯行態様として「頒布(はんぶ)」があり、これは不特定多数の人に対し配布することをいうが、有償であるか無償であるかを問わない。(平成23年の刑法改正前においては、「頒布」は無償のみを意味し、有償の場合は「販売」として区別されていた。罪名の記載としては、「わいせつな電磁的記録記録媒体頒布」などとなる。) ・特別法犯である児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(児童ポルノの公然陳列)と一罪の関係になることが多い。

【刑法関係(特殊)】

罪名	罰条	態様	事実(記載例)	備考
し 常習累犯窃盗 (盜犯等の防止及処分に関する法律)	同法3条	常習として窃盗 (刑法235条)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日名古屋地方裁判所において窃盗罪により懲役8月に、平成〇〇年〇〇月〇〇日京都地方裁判所において窃盗、有印私文書偽造・同行使、詐欺罪により懲役2年に、平成〇〇年〇〇月〇〇日静岡地方裁判所において窃盗罪により懲役2年6月に各処せられ、いずれもそのころ各刑の執行を受けたものであるが、更に常習として、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鶯巣巣方において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	・要件については、同法3条参照(行為前10年以内に、3回以上6月の懲役以上の刑の執行を受けた者等) ・判決宣告日の記載だけでは10年以内の刑であるか否かが判然としない場合は、判決宣告日に続けて、カッコ書きで刑執行終了日を記載するなどの方法が考えられる。 ・令状の罪名欄には、単に「常習累犯窃盗」と記載することが多い。
ほ 暴力行為等処罰に関する法律違反	同法1条	凶器を示して脅迫 (刑法222条)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市緑区大高町〇丁目〇番〇号付近路上において、通りかかった利根川幸夫(当時〇〇歳)に対し、「何で俺にガンをつけた。生意気だ。耳の鼓膜を破られたいか。嫌なら鉄板の上で土下座して詫びろ。」などと申し向けながら、所携の文化包丁(刃体の長さ約18.5センチメートル)を突きつけ、もって、凶器を示して脅迫したものである。	・令状の罪名欄には、「暴力行為等処罰に関する法律違反(同法律1条(刑法222条))」などと記載することが多い。

【特別法関係】※条例違反を含む。

罪名	罰条	態様	事実(記載例)	備考
あ 愛知県青少年保護育成条例違反	同条例29条1項、14条1項	いん行	被疑者は、横村香(平成〇〇年〇〇月〇〇日生、当時14歳)が18歳に満たない青少年であることを知りながら、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市千種区今池〇丁目〇番〇号ホテル「シティーハンター」511号室において、単に自己の性的欲求を満たすだけの目的で、前記横村に自己の陰茎を口淫させるなどし、もって、青少年に対していん行をしたものである。	・昭和36年3月28日愛知県条例第13号
か 覚せい剤取締法違反	同法41条の2第1項	所持	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。	
	同上	譲り渡し	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、桜木花道に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを代金3万円で譲り渡したものである。	
	同法41条の2第2項・1項	営利目的で譲り渡し	被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、桜木花道に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを代金3万円で譲り渡したものである。	
	同法41条の3第1項1号、19条	使用	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇月21日ころから同月30までの間に、名古屋市内又はその周辺部において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を、注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し、もって、覚せい剤を使用したものである。	・使用の立証には主として尿の鑑定が用いられるが、覚せい剤の尿中排泄期間は、最長で概ね10日と考えられている。 よって、原則として、尿の任意提出日(強制採尿の場合は差押日)と、この日から10日を逆算した日が記載されることとなる。
過失運転致傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律5条	赤信号無視による自動車と原付の出会い頭の事故	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、普通乗用自動車を運転し、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先の信号機により交通整理の行われている交差点を北から南に向かい直進するに当たり、対面信号機の表示に留意し、同交差点の対面信号機が赤色の灯火信号を表示していたから、その信号機の表示に従って同交差点手前の停止位置で停止すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同信号機の表示に留意せず、同信号機の表示に従わないで時速約15ないし20キロメートルで同交差点に進入した過失により、折から右方道路から青色信号の灯火信号に従って西から東に向かい発進進行してきた空条承太郎(当時17歳)運転の原動機付自転車に気付かず、同車前部に自車右側面部を衝突させ、よって、同人に加療約3週間を要する右肩打撲等の傷害を負わせたものである。	・過失運転致死の場合は、特に文末の標記につき、傷害致死の記載例参照
き 危険運転致傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律2条	酒酔い運転により歩行者をはねた事故	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時30分ころ、名古屋市名東区一社〇丁目〇番〇号付近道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で普通乗用自動車を走行させ、もって、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、同日午後〇時32分ころ、名古屋市名東区上社〇丁目〇番〇号先道路を、〇〇方面から〇〇方面に向かい自車を対向車線に進出させるなどしながら時速約60キロメートルで走行中、折から進路左前方の同所先歩道付近を歩行中の三井寿(当時41歳)に至近距離に至るまで気付かず、自車左前部を同人に衝突させて同人をはね飛ばしたうえ、路外施設敷地内に転倒させ、よって、同人に加療期間不詳の頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負わせたものである。	・危険運転致死の場合は、特に文末の標記につき、傷害致死の記載例参照

二 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	同条例16条1項、2条2項3号	卑わいな言動をした	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号名古屋市高速度鉄道伏見駅東側に設置されたエスカレーター上において、小石川光希(当時17歳)に対し、その後方から、所携の撮影機能を有する携帯電話のカメラレンズを同人のスカート付近に差し向け、もって、公共の場所において、故なく、人を著しく羞恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、卑わいな言動をしたものである。	・昭和38年3月27日愛知県条例第4号 ・平成25年6月1日改正あり(平成25年3月29日愛知県条例第31号・改正前の条文は「同条例10条1項、2条2項3号」)
	同条例17条1項、7条1項2号	客引きをした	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号〇〇ビル北側歩道上において、同所を通行中の福田吉兆ほか1名に対し、「お兄さん、今からどこ行くんですか。キヤバクラ、おっぱいもやってますよ。」などと呼び掛けて誘い、もって、公共の場所において、不特定の者に対し、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食させる役務の提供について、客引きをしたものである。	・昭和38年3月27日愛知県条例第4号 ・平成25年6月1日改正あり(平成25年3月29日愛知県条例第31号・改正前の条文は「同条例10条2項、7条2号」)
三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	同法律4条、2条2項1号	児童買春	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、愛知県一宮市丹陽町〇丁目〇番〇号〇〇ホテル「ジョナサンジョースター」客室305号室において、灰原哀(当時13歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)が18歳に満たない児童であることを知りながら、同女に対し、現金3万円を対償として供与して、同女と性交し、もって、児童買春をしたものである。	
	同法律7条6項、2条3項1号	児童ポルノを公然陳列	被疑者は、自己の使用するパーソナルコンピュータのハードディスク内等に記憶・収置させた、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した児童ポルノである画像データ3点をファイル共有ソフト「Cabos」等の共有機能に組み込んでいたものであるが、いずれかの日時及び場所において、インターネットに接続した状態で同機能を作動させ、同「Cabos」等を利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、上記画像データを閲覧可能な状態に設定し、もって、児童ポルノを公然と陳列したものである。	・サイバーパトロールが端緒となることがほとんどである。 ・刑法犯であるわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪と一緒に罪の関係になることが多い。

		同法60条1項、 34条1項6号	児童に淫行	被疑者は、出張ヘルス「天将奔烈」を経営するものであるが、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、同店の従業員である間宮リン(当時16歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)を名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション306号室に派遣して、同室に居住している拳王竜賀に引き合わせ、そのころ、同所において、同人を相手に、手淫、口淫等の性交類似行為をさせ、もって、児童に淫行させたものである。	
し	児童福祉法違反	同法60条2項、 34条1項9号	児童を自己の支配下に置く	被疑者は、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号〇〇ビル3階において飲食店「エスポワール」を経営し、女性従業員にショーツの下着及びシャツを着用させるなどして男性客を相手に乳房を揉ませるなどのサービスを提供していたものであるが、坂崎美心(当時16歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)が満18歳に満たない児童であることを知りながら、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までの間、前後4回にわたり、欠勤及び遅刻に対して制裁金を科し、就業中における外出を禁止して店内等に待機させ男性客に前記サービスを提供させるなどし、もって、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為をしたものである。	
	銃砲刀剣類所持等取締法違反	同法31条の3第1項、3条1項	けん銃の所持	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、自動装填式けん銃1丁を所持したものである。	
		同法31条の18第3号、22条	包丁の携帯	被疑者は、業務その他正当な理由による場合でないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、刃体の長さ約12.4センチメートルの文化包丁1丁を携帯したものである。	
	出入国管理及び難民認定法違反	同法70条1項5号	不法残留(オーバーステイ)	被疑者は、フィリピン国の国籍を有する外国人であるところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同国政府発行の旅券を所持し、愛知県常滑市所在の中部国際空港に上陸して本邦に入国したものであるが、在留期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日までであったのに、同日までに前記在留期間の更新又は変更を受けないで本邦から出国せず、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで名古屋市内等に居住し、もって、在留期間を経過して不法に本邦に在留したものである。	
	商標法違反	同法78条の2、 37条1号	商標権を侵害	被疑者は、商標使用に関し何ら権限がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市名区三の丸〇丁目〇番〇号仙道彰方において、同人に對し、スイス連邦所在のシャネル エス アー エール エル社が指定商品を身飾品として商標権の登録をしている、Cとそれを反転させた図形を交差させた商標(商標登録番号第〇〇〇〇〇〇〇〇号、指定商品区分第14類)に類似する商標を付したピアス1組を代金1800円で販売譲渡し、もって、前記シャネル エス アー エール エル社の商標権を侵害する行為とみなされる行為を行ったものである。	
た	大麻取締法違反	同法24条1項	栽培	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市名東区一社〇丁目〇番〇号被疑者方において、大麻草1本をプランターに植え、もって、大麻を栽培したものである。	
		同法24条の2第1項	所持	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市天白区平針〇丁目〇番〇号先路上において、大麻草約15.36グラムを所持したものである。	
と	道路運送車両法違反	同法108条1号、58条1項、62条1項	無車検	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号付近道路において、国土交通大臣の委任を受けた最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長の行う継続検査を受けておらず、有効な自動車検査証の交付を受けていない普通乗用自動車(車台番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇)を運転して運行の用に供したものである。	

	同法117条の2の2第1号、64条1項	無免許運転	被疑者は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。	・平成25年12月1以前の行為にかかる罰条は、「平成25年法律第43号による改正前の道路交通法117条の4第2号、64条」となる。 ・他の罪との罪数関係には注意 (例)自動車運転過失傷害・致死…併合罪 飲酒運転 …観念的競合
と	同法117条の2の2第3号、65条1項、同法施行令44条の3	酒気帯び運転	被疑者は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。	・平成25年12月1以前の行為にかかる罰条は、「平成25年法律第43号による改正前の道路交通法117条の2の2第1号、65条1項、同年政令第310号による改正前の道路交通法施行令44条の3」となる。 ・アルコールの程度については、呼気のほか、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上でも可罰となる。 ・他の罪との罪数関係には注意 (例)自動車運転過失傷害・致死…併合罪 無免許運転 …観念的競合 救護義務・報告義務違反 …併合罪
道 路 交 通 法 違 反	同法117条2項、119条1項10号、72条1項前段・後段	救護義務違反・報告義務違反	(自動車運転過失傷害・致死の罪については、記載省略) 被疑者は、前記日時場所において、前記車両を運転中、前記のとおり、空条承太郎に傷害を負わせる交通事故を起こし、もって、自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。	・本事例の「救護義務違反」については、人の死傷があった場合で、かつ、当該人の死傷が運転者の運転に起因するものである場合を想定している(これ以外の場合には、令状に記載すべき罰条が異なることとなるので注意する。) ・いわゆる救護義務違反と報告義務違反(不申告)は、観念的競合の関係となる。 ・自動車運転過失傷害・致死とは、併合罪の関係とな
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 違 反	同法24条の3、3条の3、同法施行令32条の2	所持	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上に停車中の普通乗用自動車内において、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する劇物であって、政令で定めるトルエンを含有するシンナー約300ミリリットルをみだりに吸入する目的で所持したものである。	
ふ	同法律52条4号、27条1項、49条6号、28条2項、同法律施行条例12条1号	無届出かつ営業禁止区域内で「店舗型性風俗特殊営業」を営んだ	被疑者は、名古屋市中村区名駅南〇丁目〇番〇号所在の店名「北斗七星」において店舗型性風俗特殊営業(第2号営業)を営むものであるが、同店の営業に関し、あらかじめ愛知県公安委員会に所定の事項を記載した営業開始届出書を提出しないで、愛知県が善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要があるとして、条例により愛知県全域を営業禁止地域として定めた地域内である上記同店内に設けた個室において、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分から同日午後〇時〇〇分までの間、同店女性従業員をして、不特定の男性客である南斗真に對し、同人の陰茎を手淫、口淫などして、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接觸する役務を提供し、もって、無届出かつ営業禁止区域内において、店舗型性風俗特殊営業(第2号営業)を営んだものである。	・他の営業形態(無店舗型性風俗特殊営業等)に関する場合の罰条は異なる。 ・両罰規定が必要となる場合は、「同法律56条」を罰条に追加する。 ・本事例における「同法律施行条例」とは、愛知県下において制定されている「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年12月24日愛知県条例第36号)」である。
不 正 ア ク セ ス 行 為 の 禁 止 等 に 關 す る 法 律 違 反	同法律11条、3条、2条4項1号	不正アクセス行為をした	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分から同日午後〇時〇〇分までの間、前後3回にわたり、いずれかの場所から、アクセス管理者である帝愛銀行株式会社が石川県金沢市内に設置したアクセス制御機能を有する特定電子計算機である認証サーバーコンピュータに電気通信回路を通じて、兵藤和也に利用権者として付された識別符号であるログインID、ログインパスワードを入力して前記サーバーコンピュータを作動させ、もって、不正アクセス行為をしたものである。	・不正アクセス行為の態様を特定するため、2条4項に掲げる1号ないし3号のいずれかについても記載したほうがよい。
ま	同法66条の2第1項、27条1項	施用	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころから同月〇〇日までの間、愛知県内又はその周辺において、麻薬であるコカイン若干量を自己の身体に摂取し、もって、麻薬を施用したものである。	・「使用」とはならない点に注意